

和英・主要法律用語解説集

— Bilingual Basic Legal Terms with Comment —

山下克知



啓文社

和英・主要法律用語解説集

— Bilingual Basic Legal Terms with Comment —

山下克知



啓文社

やましたかつたか

山下克知

1941 年生まれ

教授〔関西外国語大学〕

和英・主要法律用語解説集

—Bilingual Basic Legal Terms with Comment—

1992 年 4 月 1 日 第 1 版第 1 刷発行

著 者 山 下 克 知
発行者 三 宅 淳 三
印刷者 林 初 彦

発行所 啓 文 社

(606) 京都市左京区田中関田町 26
電話 075-791-1146 (代) 振替京都 5-7892

ISBN 4-7729-1420-X C 3032

序 論

何時の時代の如何なる社会にあっても、人間は相互存在 interdependence ; mutual dependence で生存し、その生存基盤となっているのが法でありましょう。従って、「社会ある所に法あり」の法諺は至言であると思います。そして、長い人類生存の歴史の経過と共に人間社会が洗練されて今日に至った結果、少なくとも法の本質ないし哲学は民族の差異や国家の差異を超越して、ほぼ大差ないものと思われます。

ただ、今日の人間社会が国際社会化して且つ法の本質ないし哲学に大差はないとしても、法の表現手段である言語・文字ならびに法の運用方法や技術面等において種々の差異は依然として現存しているでしょう。そこで、誇張して言えば、世界的な法の理解手段の一端として私なりに整理してみたのが拙著です。読者各位の一助にでもなればと願っています。併せて、御教示の程、懇願する次第です。

最後に、拙著の上梓に際し、何かと御迷惑おかけしたばかりか御高配を賜りました「啓文社」様に、多謝とする次第です。

本書の使用法と注意点

1. 本文に付した法律の英文部分は、文末に「試訳」と明記していない場合は、既刊の政府刊行物の“The Constitution of Japan”, “New Code of Criminal Procedure”, “The Code of Civil Procedure”, 及び “The Civil Code of Japan” より引用したものです。
2. 文中の（ ）内の字句は省略してもよい字句で、[] 内は説明字句。
3. 見出語にない語句でも、巻末には英文と和文の索引を付してあります。
4. 略称の法令名は、一般に六法全書や法律関係書籍に使用されているのと同じです。例えば、憲＝日本国憲法、刑＝刑法、民＝民法、商＝商法、刑訴＝刑事訴訟法、民訴＝民事訴訟法、手＝手形法、小＝小切手法、裁＝裁判所法、国＝国会法、少＝少年法、会社更生＝会社更生法、家審＝家事審判法、予会令＝予算決算及び会計令、など。
5. 欧文でイタリクスないし斜体字になっているのは英語以外の欧文。
6. 英文で、見出語の場合および文章の最初の定冠詞“The”を省略している。
7. 英文の法律名で、「——法」に相当する語は、“Law”, “Act”, “Code” などを用いているが、どれでも同じです。
8. 文中の用語の上に※印をしているのは、見出語にある事を意味します。

目 次

序 論

和英・主要法律用語解説集1

索 引145

INDEX161

和英・主要法律用語解説集

あ

悪意 (で) *ill intent ; in bad faith ; mala fides* [cf. 遺棄]

斡旋収賄 (罪) *receiving bribe for arrangement [or intermediary, or exertion of influence]* : 「刑法」第 197 条の 4 は、「公務員請託ヲ受ケ他ノ公務員ヲシテ其職務上不正ノ行為ヲ為サシメ又ハ相当ノ行為ヲ為サザラシム可ク斡旋ヲ為スコト又ハ為シタルコトノ報酬トシテ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ処ス」Where a public officer received, demanded, or promised receiving a bribe as reward for arranging or having arranged in response to a request to make another public officer perform an improper action or fail to take a proper action against his duties, he shall be punished with imprisonment with labor for less than five years. [試訳]。

安全保障理事会 *United Nations Security Council ; UNSC* [cf. 国際連合] : 「国(際)連(合)安全保障理事会」の事で、常任理事国 permanent members 5 か国 [米, ソ, 英, 仏, 中] と非常任理事国 nonpermanent members 10 か国 [2 年任期 two-year term で国連総会で選出される] から成り、手続問題 procedural questions に関しては 9 か国以上の多数決 decision by simple majority で決定されるが、それ以外の事項 items に関しては常任理事国 5 か国の全員一致 concurring vote ; a unanimes cecision を含む 9 か国以上の賛成を必要とする [cf. 拒否権]。

安楽死 *euthanasia* : 「オイタナジー」*Euthanasie* とも言われ、尊厳死 death with dignity や哀れみの死 mercy killing 等の問題点と結論的には大差ない。すなわち、不治の病にかかった病人ないし患者を苦痛から解放するための人為的な生命短縮行為。日本では、安楽死を肯定するための明白な法的根拠は現存しないが、「刑法」第 35 条を適用でき得るとする安楽死肯定論もある。また、判例 (judicial) precedents ; adjudged cases ; decisions of the court にも、傍論ではあるが、一定の条件を充足していれば安楽死を認めてもよいとする見解を示したものもある [cf. 名古屋高判・昭 37・12・22]。ただ、今

日では、臓器移植 transplantation of internal organs ; organ transplants の問題と密接に関連している傾向にあるので、論理的には一層複雑化している。

い

遺棄 abandonment ; desertion ; exposure : 他人に対する積極的な拒否行為のみならず、消極的な見放し又は見捨行為も含まれる。離婚原因 [cf. 離婚] や離縁原因 [cf. 離縁] では、悪意の遺棄 malicious abandonment が原因の一つとされている [cf. 棄児^{すてご}]。

なお、「刑法」第 217 条では「老幼、不具又ハ疾病ノ為メ扶助ヲ要ス可キ者ヲ遺棄シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ処ス」A person, who deserts another who is in need of assistance by reason of old age, infant, deformity, or illness, shall be punished with imprisonment with labor for less than one year. [試訳] と規定し、同法第 218 条 1 項では「老者、幼者、不具者又ハ病者ヲ保護ス可キ責任アル者ヲ遺棄シ又ハ其生存ニ必要ナル保護ヲ為ササルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス」A person, who deserts an aged person, or juvenile or deformed or sick person whom he is obliged to protect, or who fails to give to such a person necessary protection for existence, shall be punished with imprisonment with labor for more than three months or less than five years. [試訳] と規定している。そして、自己または配偶者の直系尊属に対するこのような行為は、刑罰が更に重い [cf. 刑 218 II, 尊属殺人(罪), 親族]。

違憲立法審査権 judicial power to determine (or review) the (un)constitutionality of law : 「合憲審査権」とか「法令審査権」とも言われ、「日本国憲法^{*}」第 81 条は「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」The Supreme Court is the court of last resort with power to determine the constitutionality of any law, order, regulation or official act. と規定している。一言で言えば、法の精神 spirit of the law に則って憲法の番人 guardians of the national constitution である事を意味する [cf. 憲 98, 権力分立]。

なお、最高裁判所^{*}以外の下級裁判所 lower courts [高等裁判所^{*}から簡易裁判所^{*}まで] も違憲立法審査権を有するが、終審裁判所は最高裁判所である。

遺言(書) ^{いごん}will ; testament : 人が身分上または財産上の事項につき死亡後に効

力を発生させる目的で行う最終的な意思表示 declaration of intention [cf. 民 93~95, 98, 971, 526 I, 712~714, 遺贈, etc.] で相手方のいない単独行為であるが, 「民法」第 960 条は「遺言は, この法律に定める方式に従わなければ, これをすることができない」 No will can be made otherwise than in conformity with the forms prescribed in this Code. として, 要式行為 a formal act [or conduct] であることを宣言している。

- 遺言能力 [cf. 民 961, 963, 972, etc.]
- 遺言事項 [cf. 民 781, 839, 848, 893, 894, 902, 908, 914, 1006, 1034]
- 遺言方式
 - 普通方式：自筆証書遺言 a holographic document will, 公正証書遺言 a notarial document will, 秘密証書遺言 a secret document will の三種 [cf. 民 967 以下]
 - 特別方式：危急時または隔絶地における一種の口頭遺言 an oral will [cf. 976 以下]
- 遺言の効力 [cf. 民 1022]

遺失物 lost articles [or goods, or property] [cf. 横領罪]：俗に言えば, 落とし物や忘れ物の事で, 占有者 an occupant ; a possessor の意思によらずに所持を離れた財物であるが, 盗品 stolen goods [or property] は除かれる。

「民法」第 240 条は, 「遺失物ハ特別法ノ定ムル所ニ從ヒ公告ヲ為シタル後六个月内ニ其所有者ノ知レサルトキハ拾得者其所有權ヲ取得ス」 The ownership of a lost article is acquired by the finder if its owner is not discovered within six months after public notice has been given in accordance with the provisions of special laws. と規定し, ここに言う特別法とは, 「遺失物法」 Lost Property Act を指すことになる。

また「刑法」第 254 条は, 「遺失物, 漂流物其他占有ヲ離レタル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百円以下ノ罰金若クハ科料ニ処ス」 A person, who unlawfully appropriates a lost article, driftage, or other property belonging to another, shall be punished with imprisonment with labor less than one year or a fine of less than one hundred yen or a minor fine. [試訳] と規定し, 占有離脱物横領罪 embezzlement of lost articles ; larceny of mislaid goods の犯罪を定めている。

意匠権 copyright in registered designs ; design right : 登録により, 一定の工夫や趣向に基づいた物品 [cf. 意匠 2 I] に関する独占権で, 工業所有権の

一つであると同時に著作権と共に国際法上の分野にも属する [cf. 「意匠法」 Design Law, 「著作権法」 Copyright Law]。

遺贈 bequest; legacy [cf. 相続^{*}] : 相続人の為に必ず残さねばならない遺産のうちの法定部分である遺留分 legally secured portions; legal portions of an heir [cf. 民 1028 以下] を侵害しない範囲で、遺言者ないし遺言人 a testator の遺言によって遺産 inheritance; estate を誰にでも自由に与え得る。全財産の何分の一とだけ指定した包括遺贈 bequest under a universal title の場合でも、特定の財産を明記した特定(名義)遺贈 bequest under a special title の場合でも同じである。なお、負担付遺贈 a testamentary gift [or bequest, or legacy] subject to a charge の場合は、「負担附遺贈を受けた者がその負担した義務を履行しないときは、相続人は、相当の期間を定めてその履行を催告し、若し、その期間内に履行がないときは、遺言の取消を家庭裁判所に請求することができる」 [民 1027] If a person who has received a testamentary gift subject to a charge does not perform the duty which he has assumed, the successors may fix a reasonable period and give peremptory notice demanding its performance and may apply to the Family Court for the revocation of the will, if no performance is effected within such period. [cf. 民 1002, 1003]

一事不再理 non bis in dem; not twice for the same : 慣例上の原則として、国会や地方議会では、議決事項 decided [or passed] matters に関しては再審議できないとされている [cf. 国会 68, 自治 119, 会期]。ちなみに、民事訴訟でも二重訴訟は禁じられている [cf. 民訴 231]。

刑事事件に関しては、被告人 an accused; a defendant の権利尊重の立場から、「日本国憲法」第 39 条は法律不遡及の原則 principle against a retrospective [or retroactive] law 又は事後立法禁止原則 principle against ex post facto law [or legislation] と共に、二重処罰の禁止原則ないし二重の危険の禁止原則ないし二重起訴の禁止原則 principle against double jeopardy を宣言している [cf. 刑訴 337, 外国判決]。

一身専属権 personal exclusive rights : 本人のみが有する権利で、譲渡や相続の対象にできない権利。恩給権 right to pension [cf. 「恩給法」 Public Officials Pensions Act] などの他、「日本国憲法」第 14 条 3 項「荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、

又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する」 No privilege shall accompany any award of honor, decoration or any distinction, nor shall any such award be valid beyond the lifetime of the individual who now holds or hereafter may receive it. の内容も、一身専属権を規定したものである。

違法(性)阻却事由 legal causes [or grounds] of exemption of illegality; non-illegality causes [or grounds] [cf. 犯罪]：責任(性)阻却事由 legal causes of exclusion of responsibility; legal grounds for exemption of responsibility と共に、反社会的結果を惹起した行為であっても、特別の事由ないし理由により犯罪不成立 non-constitution [or non-formation] of a crime または刑の減免 reduction or remission of penalty が認められる [cf. 正当行為, 正当防衛, 緊急避難, 刑事未成年]。更に、法定外の行為でも、自救行為や被害者 a victim の承諾による行為などは超法規的違法阻却事由 nonillegality causes above the law として認められるとされるのが普通。ただし、被害者の承諾による行為は、承諾があれば構成要件該当性それ自体を欠く場合 [cf. 刑 130, 177 前, 235], 構成要件上で被害者の承諾の有無を問わない場合 [cf. 刑 177 後, 224], 及び被害者の承諾があれば別罪の構成要件を充足する事になる場合には、違法性阻却事由の対象とならない。

違約金 penalty：債務不履行^{*}の場合に、債務者 a debtor が債権者 a creditor に支払うべく約束した金額。「民法」第 420 条 3 項は、「違約金ハ之ヲ賠償額ノ予定ト推定ス」 A penalty shall be presumed to be a determination in advance of the amount of damages. と規定している [cf. 民 447, 利息 4 III, 労基 6]。

入会権 right of common [cf. 永小作権, 共有, 制限物権, 地役権, 地上権]：特定の地域の住民に限って特定の山林原野 [入会地 common] での草木の採取等の使用収益権 right of use and profits を有する慣習法^{*}で認められた権利。「民法」第 263 条は、「共有ノ性質ヲ有スル入会権ニ付テハ各地方ノ慣習ニ従フ外本節ノ規定ヲ準用ス」 With regard to right of common which has the nature of co-ownership, the provisions of this Section shall apply subject to the custom of each locality. と規定している。ただし、入会権の近代化の為に、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」 [昭 41・法 126] が制定されている [cf. 民 294]。なお、日本の法律では、漁業入会権

common right of fishery [or piscary] や海岸 (入会) 権ないし入浜権 riparian right などとも同種の権利 [cf. 河川, 漁業 8]。

因果関係 causation; causality: 民法上は主として不法行為^{*}や債務不履行^{*} [cf. 違約金] による損害賠償責任 liability for damages [or reparation, or compensation] [cf. 損害賠償] を論じる時に付随する問題である。

刑事上は、言うまでもなく犯罪の成否を論ずる時に問題となるが、現在では犯罪構成要件に該当するか否の段階で問題とする学説が有力。

なお、因果関係の基準については、民事上も刑事上も相当因果関係説 adequate causation [or causality] theory と条件説 but for rule を採用すべきかの学説上の対立はあるが、前者が有力説となっている。

印紙税 stamp duty [cf. 税(金)]: 財産権の創設や譲渡や変更や消滅などを証明する為に作成される書類に貼られる収入印紙 a revenue stamp が、その税の表現である。詳細は、「印紙税法」Stamp Duty Act に規定されている。

う

訴(え) civil suit [or action] [cf. 起訴]: 「訴の提起」ないし「提訴」とも言われ、私人対私人の関係で一方 [原告 a plaintiff] が他方 [被告^{*}] を裁判所^{*}に訴えて裁判所の判決を要求する事で、典型的な民事訴訟。詳細は、「民事訴訟法」や「民事訴訟費用等に関する法律」Costs in the Civil, Administrative and Household Litigation Act などに規定されている。なお、訴には、確認の訴^{*}、形成の訴^{*}、給付の訴^{*}の三種がある。

裏書 endorsement; indorsement [cf. 取立委任裏書]: 手形^{*}や小切手や株券 [cf. 株式] などの裏面に所要事項を書いて署名することにより、裏書人 an endorser が権利^{*}を被裏書人 an endorsee; an indorsee に譲渡すること [cf. 手 14, 16, 40, etc.]. なお、手形振出人 a drawer が被振出人 a drawee に裏書禁止文句 restrictive clause を記載した裏書禁止手形 a nonnegotiable note [or bill] や手形の回転中に引き受けた被振出人がその後の譲渡に際して裏書を禁止する裏書禁止裏書ないし禁転裏書 restrictive endorsement [or indorsement] も可能である [cf. 手 15 II, 小 18 II, 無担保裏書]。

え

営業譲渡 transfer of business [cf. 名板貸]: 営業者としての地位を当事者の

意思表示で譲渡する事は原則として自由であるが、特別法の制限を受ける場合もある[cf. 会社 245, 独禁 16]。また、合名会社や合資会社の場合は営業譲渡につき全社員^{*}の同意を要し、株式会社や有限会社はそれぞれ株主総会と社員総会の決議を必要とする [cf. 商 72, 147, 245 I, 有 40 I, 会社, 法人]。

永小作権 hereditary lease ; emphyteusis [cf. 入会権, 地役権, 地上権, 物権] :

「民法」第 270 条は、「永小作人ハ小作料ヲ払ヒテ他人ノ土地ニ耕作又ハ牧畜ヲ為ス権利ヲ有ス」An emphyteuta is entitled to cultivate the land of another person or rear livestock thereon upon payment. と規定し、存続期間は最長 50 年で最短 20 年であるが、期間の定め無き場合には別段の慣習なき限り 30 年である [cf. 民 271 以下]。

営造物 establishment ; structure [cf. 公物] : 「公の営造物」public establishments とも言われ、国または公共団体により特定の目的のために供される継続的な施設の人的・物的の統一^{*}体 [Ex. 国公立病院, 刑務所, 郵便局, etc.] を指称するのが普通[cf. 地自 244 以下]。しかし、国または公共団体により公の目的に使用される物的施設 [Ex. 道路, 河川, etc.] のみを指称する事もある [cf. 国賠 23]。なお、営造物で独立の法人格を有する各種団体や公庫 prefectural [or municipal] treasury や「港湾法」Harbor Act の定める港務局 port authority などは財団法人ないし営造物法人 an establishment corporation と称されている [cf. 法人]。

お

黄犬契約 yellow dog contract : 被傭者ないし被雇用者 an employee を雇用 employment する際に、使用者ないし雇^{やといぬし}主 an employer が被傭者に労働組合に加入しない事や労働組合に加入すれば解雇 discharge ; dismissal する事などを条件とした採用契約ないし雇用契約ないし労働契約 a contract of employment [or service] ; an employment contract ; a labor contract の事 [cf. 解雇予告, 不当労働行為, 労働基本権, 労働三法]。このような行為は、日本の場合、「労働組合法」違反のみならず [cf. 労組 7], 「日本国憲法」第 28 条にも違反するとして無効とされている。

横領罪 (crime of) embezzlement [cf. 背任罪] : 日本の「刑法」では、三種に分けて犯罪化 criminalization している。一つは、単純横領罪 (simple) embez-

zlement で、「刑法」第 252 条 1 項は、「自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ処ス」 A person, who embezzled a thing which he holds in behalf of another, shall be punished with imprisonment with labor for less than five years. [試訳] と規定している。なお、自己の物と雖も公務所より保管を命ぜられた物 [cf. 差押] を横領した場合も本罪となる [cf. 刑 252 II]。

二つは、業務上横領罪 embezzlement in the conduct of business で、「刑法」第 253 条は、「業務上自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ処ス」 A person, who embezzled a thing of another which he holds in the course of business, shall be punished with imprisonment with labor for less than ten years. [試訳] と規定している。例えば、質屋^{*}が客から預かった物品を流質期限 expiration of the right of pledge [or pawn] 迄に売却してしまったような場合。

いま一つは、占有離脱物横領罪である [cf. 刑 254, 遺失物]。例えば、置き引き larceny of mislaid goods [or property] も窃盗罪^{*}ではなくて本罪に該当する場合も有り得る。

恩赦 ^{*}amnesty ; pardon : 裁判所の言い渡した刑事判決の全部または一部を消滅させ、公訴権 [cf. 起訴] についても特定の罪に対しては消滅させる行政権の作用 [cf. 憲 7₆, 73₇]。「恩赦法」Amnesty Law によると、恩赦の種類は、大赦 ^{*}general amnesty [政令で罪の種類を定めて行い、有罪 conviction の既決者には刑の消滅を、未決者には公訴権の消滅となる。cf. 恩 2, 3], 特赦 ^{*}special amnesty [特定の既決者に対して行い、判決^{*}言い渡しの効力を消滅させる。cf. 恩 4, 5], 減刑 commutation of punishment [政令で罪の種類を定めて行う場合と、特定の既決者に行う場合があるが、前者には減刑で後者には減刑が刑の執行の軽減。cf. 恩 6, 7], 刑の執行の免除 ^{*}reprieve [執行猶予中の者を除き、特定の既決者を対象に行う。cf. 恩 8], および復権 ^{*}restoration of rights [政令で要件を定めて、または特定の既決者に対して、特定の資格を回復させるのであるが、刑の執行を終了していない者や執行の免除をされていない者は除かれる。cf. 恩 9, 10, 公選 252] の五種類ある。

か

会期 ^{*}session ; sitting : 国会や地方(公共団体の)議会 local assemblies の一

活動期間で、詳細については、国会の場合は「国会法」[cf. 国会 10, 11] に地方議会の場合は「地方自治法」Local Autonomy Law に規定されている[cf. 一事不再理]。なお、国会の場合も地方議会の場合も、会期中に during the session 議決されなかった案件は、次会期で継続審議しないとする会期不継続の原則 non-continuance of the session rule を採用している [cf. 国会 68, 自治 119]。ただし、国会の場合、閉会中に during adjournment 委員会に審査を付託した案件は次の会期への継続が認められている [cf. 国会 68 但]。

会計検査院 Board of Audit [cf. 会計年度]：「日本国憲法」第 90 条 1 項は、「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない」Final accounts of the expenditures and revenues of the State shall be audited annually by the Board of Audit and submitted by the Cabinet to the Diet, together with the statement of audit, during the fiscal year immediately following the period covered. とし、同条 2 項で「会計検査院の組織および権限は、法律でこれを定める」The organization and competency of the Board of Audit shall be determined by law. としている。

したがって、会計検査院は国の収支決算 final [or settlement of] accounts (of expenditures and revenues) を検査する内閣とは独立の地位を有する行政機関である。詳細は「会計検査院法」Board of Audit Act に規定されているが、会計検査院長 President of the Board of Audit 以下 3 名の会計検査官 auditors 会議と事務局で組織されている [cf. 会検 1, 2, 38]。

会計年度 fiscal year [cf. 会計検査院]：国または地方公共団体^{*}の収支 incomes and outgoings; revenue and expenditure ないし会計 accounts を時間的に区分し、その状況を明白にする為に決定された期間。毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日迄とされている [cf. 財政 2, 自治 208 I]。なお、会計年度の歳出予算の経費の金額は、原則として翌年度に持ち越して使用できないとする会計年度独立の原則 independence of fiscal year rule を採用している [cf. 財政 208 II, 290 III]。

外国判決 foreign judgment; judgment in foreign court：民事法上は、法令^{*}や条約^{*}で外国裁判所の裁判権を否認していないこと、敗訴の被告が日本人の場合に公示送達^{*}に依らないで訴訟の開始に必要な呼び出しもしくは命令の送達を受けたか又は受けなくとも応訴 a counter suit した場合、外国裁判所の

判決が日本における公序良俗に反しない場合および相互の保証がある場合には、外国判決が効力を有すると認められている [cf. 民訴 200]。

刑法上は、「刑法」第 5 条で、「外国ニ於テ確定裁判ヲ受ケタル者ト雖モ同一行為ニ付キ更ニ処罰スルコトヲ妨ケス但犯人既ニ外国ニ於テ言渡サレタル刑ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタルトキハ刑ノ執行ヲ減輕又ハ免除ス」 Even when an irrevocable judgment has been sentenced in a foreign court, the imposition of penalty in Japan for the same act may be punished. If, however, the offender has been executes of the penalty pronounced abroad, either in whole or in part, the execution of penalty in Japan shall be reduced or remitted. [試訳] としている。

解雇予告 dismissal notice [cf. 黄犬契約, 解除, 不当労働行為, 労働基本権] :

「民法」第 626 条 1 項は、「雇傭ノ期間カ五年ヲ超過シ又ハ当事者ノ一方若クハ第三者ノ終身間継続スヘキトキハ当事者ノ一方ハ五年ヲ経過シタル後何時ニテモ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但此期間ハ商工業見習者ノ雇傭ニ付テハ之ヲ十年トス」 If the period for service exceeds five years, or if it is to continue during the life of one of the parties or of a third person, either party may terminate the contract at any time after the expiration of five years; such period, however, shall be ten years in regard to the contract of apprenticeship in trade or industries. と規定して、使用者ないし雇主が被傭者ないし被雇用者を解雇するのは原則として自由とされているが、同条 2 項では 3 か月前に予告をなすことを義務付けている。また、「労働基準法」や「労働組合法」等では [cf. 労働三法], 特に被傭者ないし労働者 laborers; workers; workmen の権利尊重や生活保護の目的から使用者に制限や条件を課している [cf. 労基 3, 19 I, 労組 7]。

会社 business corporation; company [cf. 営業譲渡, 法人] : 「商法」および

「有限会社法」で認められている会社は、株式会社 a (joint-stock) corporation; a stock company, 合名会社 a general [or an unlimited] partnership, 合資会社 a (limited) partnership, および有限会社 a company with limited responsibility の四種である [cf. 商 4, 52, 54, 有 1, 2, 4, 69]。特別法によって認められている会社としては、銀行, 信託会社 a trust company, 保険会社 an insurance company, 特殊会社 a specific company [日本通運株式会社, 電源開発株式会社, 日本電信電話株式会社, 日本たばこ産業株式

会社など、特定の会社のためにのみ制定された特別法による会社] がある。

なお、営利を目的としない相互^{*}会社や協同組合 cooperative association [相互扶助のために、共同して物品の購入・販売などを目的として設立された団体] は会社ではないし、国や公共団体^{*}が営利を営んでも会社でない。

解除 dissolution; rescission [cf. 解雇予告, 取消, 無効]: 売買契約 a bargain; a sales contract など、最初に遡^{*}って契約の効力を消滅させること。従って、賃貸借^{*}や雇傭 employment や委任 mandate 等の継続的な契約関係を将来に向かって契約の効力を消滅させる解約 (の告知) cancellation [or annulment] of a contract; notice to termination [cf. 民 620, 626, 630, 651, 652] と区別される。ただし、「民法」では解除と解約の区別なく使用している。また、保安林 a protection [or reserved] forest 指定の解除 [cf. 森林 26], 国宝 national treasure 又は重要文化財指定の解除 [cf. 文化財 29], 国税滞納処分による差押^{*}の解除 [cf. 税徴 79~81] の如きは、行政処分などで指定された地位や継続的法律関係の解消の意味で使用されている。

海難審判 marine accidents inquiry [cf. 裁判, 裁判所]: 海上で発生した事故すなわち海難 [ただし、積荷の危難は対象外] については、一審管轄の地方海難審判庁 Regional Marine Accidents Inquiry Agencies と二審管轄の高等海難審判庁 High Marine Accidents Inquiry Agency の審判となるが、高等海難審判庁の裁決 a decision; decree; ruling に不服であれば、東京高等裁判所に出訴 bringing [or filing] an action できる [cf. 裁判管轄]。

なお、関係法令として、「海難審判法」Marine Accidents Inquiry Act, 「海上衝突予防法」Law for Preventing Collisions at Sea, 「海上運送法」Carriage by Sea Act などがある。

確定判決 final (and conclusive) decision; irrevocable judgment (of the court): 上訴期間中に上訴しなければ原審の判決が確定する事、又は上告審 a final appellate court の判決の事で、不服申立てが認められない状態となる。従って、判決が執行されることになる。

確認の訴(え) declaratory action; action for confirmation [cf. 訴(え), 給付の訴(え)]: 民事訴訟で、原告[cf. 被告]が一定の権利関係の存在を主張して裁判所の判決を求める訴訟。「民事訴訟法」第 225 条は、「確認ノ訴ハ法律関係ヲ証スル書面ノ真否ヲ確定スル為ニモ之ヲ提起スルコトヲ得」An action for confirmation may be instituted even for the purpose of having it

determined whether a document purporting to prove a legal relation is authentic or not. と規定している他、同法第 234 条は中間確認の訴 action for an interlocutory declaration をも規定している。

瑕疵ある意思表示 defective declaration of will [cf. 取消, 無効]: 他人の詐欺や脅迫によってなした意思表示は、取り消すことができる。ただし、善意の第三者 a third person of good faith [or will] に対しては、詐欺による場合は取り消し得ない [cf. 民 96, 120]。

家事審判 domestic causes inquiry: 「家事審判法」 Law for Adjudgement of Domestic Relations 第 1 条は、「この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等等を基本として、家庭の平和と健全な共同生活の維持を図ることを目的とする」 This law intends to keep a family peace and a sound community life among the relatives as a foundation of individual dignity and the essential equality of the both sexes. [試訳] と規定しており、審判手続等の詳細も同法に規定されている。つまり、人身上の法的事項[Ex. 未成年者を養子にする場合の許可の問題] や夫婦間または家庭内紛争などの審判は、家庭裁判所の裁判管轄。審判は非公開で in chambers; sittings in chamber あるが、審判の結果は決定 ruling; decision [cf. 裁判] の形式である。

過失 negligence; culpability [cf. 過失相殺]: 「民法」上の過失基準は、自己の行為結果を認識でき得たのに不注意の為に認識できずに他人の法益または権利を侵害する事と一般に解されているが [米法の消極的過失 a passive negligence に相応しよう], 不法行為の場合には更に積極的に損害発生防止の行動にでなかった注意義務違反 [米法の積極的過失 an active negligence に相応しよう] と解するのが主たる判例の立場である。過失の種類としては、抽象的過失 an abstract negligence [特定の地位や職種に応じて要求される程度の「善良なる管理者の注意義務」ないし「善管義務」 duty [or obligation] accompanying with the care of a good manager の事。cf. 民 298, 400, 644, 854, 869, 1012] と具体的過失 a concrete negligence [自己のためにすると同じ注意義務を怠った場合。cf. 民 659, 827, 918], 及び軽過失 a light negligence [「民法」や「商法」で言う過失] と重過失 a gross negligence [cf. 民 95, 470, 698, 商 581, 641, 643, 644, 手 16, 小 21] などに分けられるが、「民法」上は違法行為結果については故意と過失を区別しないのが原則である [民 709]。ただし、「民法」でも「刑法」でも、故意または過失がなければ